

こんにちは。税理士の市川です。

10月からは、いよいよインボイス制度も開始し、質問も増えてきました。

税務署サイドもパンパンのようですが、毎年10月からは税務調査の日程調整のお電話がかかってくる頃でもあります。今年はコロナも五類になった後の調査の季節です。

事務所もバタバタしてきておりますが、お気軽にご相談ください。

## 今月のブログのまとめ

### ◆相続の準備メモ：不動産（賃貸）について

相続準備メモは相続の準備の第一歩です。

今回のテーマは「相続準備メモの作成」不動産（賃貸）編です。



### ◆タワマン節税にメス！！

国税庁の有識者会議で今年6月30日にマンションの相続税見直し案が公表されました。マンションの評価を市場の6割の水準にまで上げます。



### ◆所有者不明の土地の周知化に乗り出す！

長期間相続登記がされていない所有者不明の土地の問題解消にあたるため法務省は広く知らせる費用を概算要求に組み入れています。



## 変わる？それとも変わらない？令和5年分の年末調整

年末調整の時期がやってきました。

年末調整関係書類のフォーマットの変更はありません。

ただ、下記3点については変更になるので事業者の方は年末調整時にはご注意ください。

#### ① 国外居住親族に係る扶養控除見直し

国外に住む子や親などを扶養している場合、扶養の範囲が改正されました。

事業者の書類チェックが、項目別に増えています。

#### ② 令和4年居住開始の住宅ローン控除

令和4年居住開始の住宅ローン控除は旧制度と新制度のいずれか適用になります。

新旧の適用誤りにご注意ください。

#### ③ 電子データの取得範囲が拡大

マイナポータル連携を利用した控除証明書のデータ取得範囲が10月から拡大します。

例えば、全国国民年金基金、日本弁護士国民年金基金、iDeCoなどです。



年末調整は納税に関する大事な手続きの一つで会社勤めの場合は基本的に毎年行います。

会社勤めの方は、提出期限までに各種証明書と共に勤務先へ提出しましょう。

毎週土曜日

無料の税金相談もやってます  
お気軽にお申し込みください



市川欽一税理士事務所

(編集長：市川)

大阪府大阪市北区東天満2-6-7 南森町東一号館

電話：050-5435-3083/FAX：06-6356-3376